

三好市簡易水道事業
中期経営健全化計画
(平成19年度～平成23年度)

平成20年3月

三好市水道課

1. 計画策定趣旨

三好市は平成18年3月1日に三野町・井川町・池田町・山城町・東祖谷山村・西祖谷山村の6町村が合併し、行政区域内人口34,103人、行政区域面積721.48km²で四国一の面積を有する市となりました。

行政政区域面積に占める山林面積が87.3%と山間地が多く、水道事業は上水道事業1・簡易水道事業17・飲料水供給施設事業8・その他の水道事業(簡易給水施設)7・市全体では33事業で、山間地域に小規模水道施設が点在し水道事業が多いことも特徴的です。

三好市における水道普及率は79.9%で全国平均と比較して大幅に低く、地域間でも普及率、水道料金に格差があります。使用料金の一元化については、平成28年度末を目標に段階的に解消する必要があります。また、過疎化による給水人口の減少により水需要は減少傾向にあり、料金収入の伸びは期待できず、事業経営は厳しくなっています。

しかし、安全・安心な水道水を安定的に供給するため老朽化する水道施設等の計画的な改良・更新、山間部の水道未普及地域の解消や災害に強い給配水施設を整備する必要があります。より一層の経営改革と経営基盤強化が求められております。このような状況から経営の健全化及び事業の活性化を図るため本計画を策定するものです。

2. 事業運営の基本方針

(1) 計画の位置付け

三好市行財政改革推進計画(集中改革プラン)、及び三好市総合計画との整合性を図りながら事業経営を推進する。

(2) 計画期間

平成19年度から平成23年度まで

(3) 事業運営の目標

厳しい経営状況の続く中、安全・安心な水道水を安定的に供給するとともに、事業の効率化及び建設コストの縮減に努め経営の健全化を図ります。

また、三好市簡易水道事業統合計画を基に三好市水道事業計画を策定し、年次計画的に整備事業を実施し未普及地域の解消・給配水施設の更新及び施設の耐震化を図ります。

(4) 具体的施策

① 水資源の安定確保

- ・ 水源の安定確保を図るため、取水地の計画的な確保や改修を推進し、取水能力の維持・充実を図ります。
- ・ 水の有効利用を促進していくため、水資源の有限性や生活様式の省資源化の啓発に努め、節水意識の普及に努めます。

② 未普及地域の解消

- ・ 未給水区域の解消を図るため、地域の実情に応じた整備方法を導入し、整備計画に基づいた事業の進捗を図ります。

③ 水の安定供給

- ・ ライフラインとして生活用水を安定供給するため、計画的に老朽化した送配水管の布設替工事を実施し、有収率の向上を図ります。
- ・ 市民が安心して暮らすことができるよう、地震など災害に強いライフラインの構築や災害時の早期復旧体制の確立に努めます。
- ・ 未給水区域の解消を計画的に進め、安全で良質な水の安定的な供給に努めます。漏水防止対策や節水運動などを行い、水の有効利用を進めます。
- ・ 災害時等の緊急時における飲料水の確保が迅速に対応できる体制づくりを進めます。

④ 事業統合の推進

- ・ 平成19年度から平成21年度の3年間で上水道に統合予定の簡易水道事業及び飲料水供給施設事業の資産調査と施設整備調査を実施します。
- ・ 平成22年度の経営変更認可により翌年度から事業を実施し、平成28年度末の事業統合をめざします。

(5) 経営基盤強化の取り組み

① 徹底した経常経費の削減に取り組み、経営基盤の安定化を図ります。

② 水道事業総合システムにより業務の統一化・効率化を行い、住民サービスの向上を図ります。

③ 集中監視システムの整備により施設管理の一元化による効率化を図ります。

- ④ 水道事業を安定かつ健全に運営していくため、受益者負担の原則に基づき使用料を年次的に改定し水道料金の一元化を図ります。また、未収金の徴収に努めます。
- ⑤ 収納率の向上と事務の効率化及び自主納付の確率を図るため、口座振替の推進を行います。
- ⑥ 一部業務の民間委託導入を調査検討し、業務の見直しによる適正な人員配置を進めます。
- ⑦ 他会計からの繰り出し基準を明確にし、過度に依存することのないよう基準外繰り出し金の削減に努めます。

3. 事業計画

(1) 財政収支計画

(単位:百万円、%)

区 分		年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		301	296	294	334	332
		(1) 営 業 収 益 (B)	219	219	220	263	263
		ア 料 金 収 入	217	218	219	262	262
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	2	1	1	1	1
		(2) 営 業 外 収 益	82	77	74	71	69
		ア 他 会 計 繰 入 金	82	77	74	71	69
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	
	2 総 費 用 (D)		232	226	220	216	214
		(1) 営 業 費 用	157	157	157	157	157
		ア 職 員 給 与 費	63	63	63	63	63
		うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	94	94	94	94	94
		(2) 営 業 外 費 用	75	69	63	59	57
ア 支 払 利 息		75	69	63	59	57	
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		69	70	74	62	118	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		289	304	266	105	268
		(1) 地 方 債	125	130	107		97
		(2) 他 会 計 補 助 金	85	93	93	105	105
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	74	77	63	0	65
		(6) 工 事 負 担 金	5	4	3	0	1
		(7) そ の 他	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)		377	400	368	209	379
		(1) 建 設 改 良 費	208	215	183	0	170
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	169	185	185	209	209
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0
(5) そ の 他	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-88	-96	-102	-104	-111	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)			-19	-26	-28	-42	7
積 立 金 (K)							
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)			133	114	88	60	18
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)							
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)			114	88	60	18	25
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)							
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)		114	88	60	18	25
	赤 字 (Q)		0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)			0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			75.1	72.0	72.6	78.6	78.5
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)			0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)			219	219	220	263	263
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)							

区 分	年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
積立金現在高		56	56	56	56	56
企業債現在高		3,579	3,524	3,446	3,237	3,125
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		3,579	3,524	3,446	3,237	3,125
うちその他に係るもの						

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収益的収支分		82	77	74	71	69
うち基準内繰入金		38	35	32	29	29
うち基準外繰入金		44	42	42	42	40
うち料金収入に計上すべき繰入等						
うち赤字補てん的なもの						
資本的収支分		85	93	93	105	105
うち基準内繰入金		84	92	92	104	104
うち基準外繰入金		1	1	1	1	1
うち赤字補てん的なもの						

(3) 経営指標

(単位:%)

区 分	年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資金不足比率 (%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率※ (%)		54.1	53.0	54.1	61.6	61.9
収益的収支比率 (%)		75.1	72.0	72.6	78.6	78.5
赤字比率 (%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率	収益的収入分 (%)	27.2	26.0	25.2	21.3	20.8
	うち基準内繰入金 (%)	12.6	11.8	10.9	8.7	8.7
	うち基準外繰入金 (%)	14.6	14.2	14.3	12.6	12.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)					
	うち赤字補てん的なもの (%)					
	資本的収入分 (%)	29.4	30.6	35.0	100.0	39.2
	うち基準内繰入金 (%)	29.1	30.3	34.6	99.0	38.8
	うち基準外繰入金 (%)	0.3	0.3	0.4	1.0	0.4
うち赤字補てん的なもの (%)						

注 上記の各指標の算出方法

(1) 資金不足比率 (%)

地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量

※2 給水原価 (円/m³) = (総費用 - 受託工事費 + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 赤字比率 (%) = 実質赤字額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入 又は資本的収入に属する他会計繰入金 / 収益的収入 又は資本的収入) × 100

(4) 将来需要予測

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
供給単価 (円/m ³)		124	129	129	156	157
給水収益		217,000	218,000	219,000	262,000	262,000
総有収水量 (千m ³)		1,750	1,690	1,700	1,680	1,670
給水原価 (円/m ³)		229	243	238	253	253
総費用 (千円)		232,000	226,000	220,000	216,000	214,000
受託工事費 (千円)		0	0	0	0	0
地方債償還金 (千円)		169,000	185,000	185,000	209,000	209,000
給水人口 (人)		14,000	13,540	13,600	13,480	13,360

(5) 事業計画

NO.	事業期間	事業名	施設名	内容
1	H19～21	基幹改良事業	三野	老朽管更新工事
2	H17～21	未普及地域解消事業	山城川口	区域拡張による未普及地域の解消
3	H17～24	未普及地域解消事業	山城北部	区域拡張による未普及地域の解消

(6) 設備投資計画

区分	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
NO. 1	基幹改良事業 三野	78,255	86,206	80,388		
NO. 2	未普及地域解消事業 山城川口	78,301	111,800	93,300		
NO. 3	未普及地域解消事業 山城北部	51,429				170,200
計		207,985	198,006	173,688	0	170,200

(7) 簡易水道事業統合計画

県名	徳島県
市町村名	三好市

- 簡易水道事業統合計画の対象となる上水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給施設（以下「水道事業等」という。）の名称

現 行			統 合 後	
事 業 名	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	事 業 名	計画給水人口
三好市上水道事業	12,000	11,623	三好市上水道事業	28,623人
大利・川崎簡易水道事業	680	510		
馬路簡易水道事業	800	739		
佐野簡易水道事業	500	373		
馬場簡易水道事業	230	199		
川口簡易水道事業	1,850	1,444		
大津上西宇簡易水道事業	365	366		
下名簡易水道事業	600	363		
大野簡易水道事業	320	339		
猫坊簡易水道事業	150	127		
北部簡易水道事業	540	410		
西部簡易水道事業	350	258		
一字簡易水道事業	320	288		
三野簡易水道事業	4,770	4,762		
西井川簡易水道事業	1,780	1,528		
辻簡易水道事業	2,150	1,751		
井内簡易水道事業	500	452		
二宮地区飲料水給水施設	95	57		
峰ノ久保地区飲料水給水施設	80	40		
大申地区飲料水供給施設	68	19		
越替・小林地区飲料水供給施設	96	36		
下野呂内地区飲料水供給施設	96	49		
敷ノ上地区飲料水供給施設	90	65		
入体・木屋床地区飲料水供給施設	98	57		
吾橋地区飲料水供給施設	95	93		
落合簡易水道事業	530	89		
合 計	29,153	26,037	合 計	

※ 地理的条件により統合が困難 (10km以上)

- その他の水道事業

事 業 名	計画給水人口(人)	現在給水人口 (人)	摘要 (下から記入)
本名地区簡易給水施設	48	26	※
下尾後地区簡易給水施設	45	15	※
北谷地区簡易給水施設	48	26	※
大田地区簡易給水施設	47	32	※
梅ノ谷地区簡易給水施設	40	25	※
高戸星地区簡易給水施設	48	39	※
若山地区簡易給水施設	50	32	※
合 計	326	195	

※管理運営形態(地元管理)により統合が困難

4. 計画達成状況の公表

(1) 公表時期

中間報告 平成22年6月

最終報告 平成24年6月

(2) 公表方法

三好市ホームページへの掲載